

国立大学法人横浜国立大学土地・建物使用料金細則

令和 5年 3月 9日
学 長 裁 定

(目的)

第1条

この細則は、国立大学法人横浜国立大学土地・建物使用規則（平成16年規則第423号。以下「土地・建物使用規則」という。）第7条第1項に規定する使用料金に関し必要な事項を定める。

(使用料金)

第2条 土地・建物の一時貸付料金については、別表のとおりとする。なお、別表により難い建物の場合は、1㎡当たりの時間単価とし、土地の場合は、1㎡当たりの土地単価とし、近隣実例等を参考に算定する。

- 2 年間貸付については、当該地区における貸付許可先例により算定することができる。なお、これにより難い場合、当該貸付許可を行おうとする不動産の近隣地域における類似した用途の賃貸取引事例により算定する。
- 3 年間貸付の光熱水料の実費計算については、原則として、個別にメーターを設置し、徴収するものとする。ただし、個別にメーターを設置できない場合は、使用する設備により算定するものとする。
- 4 電柱類を設置するために年間貸付を行う場合は、原則として、電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第一の規定の例により算定するものとする。
- 5 本細則により貸付料を算定することが著しく実情にそぐわないと認める場合は、その都度、決定することができる。
- 6 前5項の規定に関わらず、次の各号に該当する場合は、使用料金を減免することができる。
 - 1) 本学の教職員又は学生が主体となって実施する行事等 免除
 - 2) 本学の教職員が関係する学会等が主催する行事等 行事等の実施責任者が本学の教職員である場合は別に定める料金
 - 3) 本学と協定を結んだ地方自治体等が実施する行事等 免除
 - 4) 学内の保育園が実施する行事等 免除
 - 5) 公共機関の行事等 別に定める料金
 - 6) その他学長が必要と認めた場合 減免

7 前項の使用料金の減免を受けようとする者は、土地・建物使用規則第3条第1号に規定する「土地・建物使用申込書」に加えて「土地・建物使用料減免申請書」を提出しなければならない。

(その他)

第3条 本細則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この細則は、令和5年4月1日より実施する。
- 2 国立大学法人横浜国立大学土地・建物使用料金については廃止する。

土地・建物使用料減免申請書

年 月 日

国立大学法人 横浜国立大学長 殿

申請人

住 所

氏 名

印

土地・建物使用料を減免していただきたいので、国立大学法人横浜国立大学土地・建物使用料金細則第1条の6の規定により、下記のとおり申請します。

記

減免を希望する理由	<input type="checkbox"/> 本学の教職員が関係する学会等が主催する行事等 (行事等の実施責任者が本学の教職員である場合) <input type="checkbox"/> 本学と協定を結んだ地方自治体等が実施する行事等 <input type="checkbox"/> 学内の保育園が実施する行事等 <input type="checkbox"/> 公共機関の行事等 <input type="checkbox"/> その他学長が必要と認めた場合
添付書類	

別表

(建物)

1. 講義室等

区分	半日(4時間以内)			1日(4時間超)		
	使用料金	公共使用料金	学会等減額料金	使用料金	公共使用料金	学会等減額料金
1～50名	4,400円	3,630円	1,815円	8,800円	7,260円	3,630円
51～100名	6,810円	5,610円	2,805円	13,620円	11,220円	5,610円
101～200名	10,200円	8,400円	4,200円	20,400円	16,800円	8,400円
201～300名	17,000円	14,000円	7,000円	34,000円	28,000円	14,000円
301～500名	27,200円	22,400円	11,200円	54,400円	44,800円	22,400円

※公共使用料金は、原則として公共機関の行事等の場合に使用する。

※建物維持管理費(光熱水料等)は基本料金に含む。

※以上により算出した使用料金に消費税を加算する。

2. 教育文化ホール

区分	半日(4時間以内)			1日(4時間超)		
	使用料金	公共使用料金	学会等減額料金	使用料金	公共使用料金	学会等減額料金
大集会室	27,200円	22,400円	11,200円	54,400円	44,800円	22,400円
中集会室	7,340円	6,050円	3,025円	14,680円	12,100円	6,050円
小集会室	4,540円	3,740円	1,870円	9,080円	7,480円	3,740円

※公共使用料金は、原則として公共機関の行事等の場合に使用する。

※建物維持管理費(光熱水料等)は基本料金に含む。

※付帯設備の使用料は基本料に含む。

※以上により算出した使用料金に消費税を加算する。

3. 体育館(常盤台地区)建物全体

基本料金(1時間)	3,000円
-----------	--------

※建物維持管理費(光熱水料等)は基本料金に含む。

※以上により算出した使用料金に消費税を加算する。

(土地)

4. グランド(常盤台地区)

基本料金(1時間)	3,000円
-----------	--------

※建物維持管理費(光熱水料等)は基本料金に含む。

※以上により算出した使用料金に消費税を加算する。

5. テニスコート(常盤台地区)1面あたり

基本料金(1時間)	2,000円
-----------	--------

※建物維持管理費(光熱水料等)は基本料金に含む。

※以上により算出した使用料金に消費税を加算する。

6. 野球場(常盤台地区)

基本料金(1時間)	2,000円
-----------	--------

※建物維持管理費(光熱水料等)は基本料金に含む。

※以上により算出した使用料金に消費税を加算する。

7. フットボール場(常盤台地区)

基本料金(1時間)	5,000円
-----------	--------

※建物維持管理費(光熱水料等)は基本料金に含む。

※以上により算出した使用料金に消費税を加算する。

8. フットサル場(常盤台地区)1面あたり

基本料金(1時間)	4,000円
-----------	--------

※建物維持管理費(光熱水料等)は基本料金に含む。

※以上により算出した使用料金に消費税を加算する。